

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社アーチと過半数の労働者の代表者は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する

(対象となる派遣労働者の範囲)

- 第1条 本協定は、派遣先で別表1にあげる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社アーチは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給(賞与含む)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」とおりとする。ただし、従業員が勤務する派遣先の事業所所在地が異なる場合は別表3の地域指数を乗じたものとする。

(一) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和3年8月6日職発0806第3号「令和4年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計」(以下「別添2」という)の別表1の「1」の職種とする。

(1) 「事務」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから「25一般事務員」の別添2の中分類を使用する。

(2) 「採掘」における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから「74採掘の職業」の別添2の中分類を使用する。

(二) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

(三) 地域調整については、派遣先事業所の所在地に対応する別表3の地域指数を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たしたものとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。但し、能力・経験調整の年数は対象従業員の勤続年数を示すものではないため、従事する業務の経験、能力を兼ね備えて評価するものとする。

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10年

Bランク:3年

Cランク:0年

(3) 対象従業員の基本給については別表1の賃金表に、対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する別表3の地域指数を乗じたものとする。

2 株式会社アーチは、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～30%の範囲で能力手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣スタッフ就業規則に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、2 km未満の徒歩圏内に関しては支給しないものとする。

2 公共交通機関を利用する者の通勤経路については、会社が指定する合理的な通勤経路に拠るものとする。ただし、本人の申請により、別経路を選択すべき事情があると会社が認める場合には、その限りではない。

3 交通用具を使用する者への実費は、就業先と自宅との最短の通勤経路に対して、1 kmあたり10.7 円に相当する額を支給するものとする。原則として Google マップ (<https://www.google.co.jp/maps/>) を使用する。また燃料費は社会情勢により見直す場合がある。

4 通勤手当は、月額 15,000 円を上限とする。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

(1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数:

通達に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの(自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年)

(2) 退職時の勤続年数ごと(3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、35年)の支給月数:

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率(月数)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表5のとおりとする。ただし、勤続年数は退職手当制度を開始した令和2年4月1日以後の勤続年数とする。

(1) 別表4に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

(2) 別表4に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣スタッフ賃金規定に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の昇給の範囲を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第91条から第92条までの規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和4年3月14日

株式会社アーチ 代表取締役 野尻 友紀



労働者の過半数を代表する者 宮越 友香



## 104ソフトウェア開発技術者

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ソフトウェア開発技術者	通達に定める職業安定業務統計	1342	1534	1663	1728	1805	2028	2531
2	地域調整	栃木県98.9	1328	1518	1645	1709	1786	2006	2504

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級ソフトウェア開発技術者として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	2006
B ランク	中級ソフトウェア開発技術者として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1709
C ランク	初級ソフトウェア開発技術者として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1328

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
2006	10年
1709	3年
1328	0年

## 25一般事務員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	一般事務員	通達に定める職業安定業務統計	1047	1197	1297	1349	1408	1582	1975
2	地域調整	栃木県98.9	1036	1184	1283	1335	1393	1565	1954

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級一般事務員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1565
B ランク	中級一般事務員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1335
C ランク	初級一般事務員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1036

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1565	10年
1335	3年
1036	0年

### 323小売店販売員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	小売店販売員	通達に定める職業安定業務統計	1105	1263	1369	1423	1486	1670	2084
2	地域調整	栃木県98.9	1093	1250	1354	1408	1470	1652	2062

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級小売店販売員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1652
B ランク	中級小売店販売員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1408
C ランク	初級小売店販売員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1093

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1652	10年
1408	3年
1093	0年

### 361施設介護員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	施設介護員	通達に定める職業安定業務統計	1059	1210	1312	1364	1424	1600	1997
2	地域調整	栃木県98.9	1048	1197	1298	1349	1409	1583	1976

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級施設介護員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1583
B ランク	中級施設介護員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1349
C ランク	初級施設介護員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1048

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1583	10年
1349	3年
1048	0年

## 385クリーニング職

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	クリーニング職	通達に定める職業安定業務統計	1007	1151	1248	1297	1354	1522	1899
2	地域調整	栃木県98.9	996	1139	1235	1283	1340	1506	1879

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A	上級クリーニング作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1506
B	中級クリーニング作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1283
C	初級クリーニング作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	996

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1506	10年
1283	3年
996	0年

## 389その他の生活衛生サービス

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の生活衛生サービス	通達に定める職業安定業務統計	1003	1146	1243	1292	1349	1516	1892
2	地域調整	栃木県98.9	992	1134	1230	1278	1335	1500	1872

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A	上級その他の生活衛生サービス作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1500
B	中級その他の生活衛生サービス作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1278
C	初級その他の生活衛生サービス作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	992

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1500	10年
1278	3年
992	0年

## 409その他の接客・給仕の職業

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の接客・給仕の職業	通達に定める職業安定業務統計	1130	1292	1400	1455	1520	1707	2131
2	地域調整	栃木県98.9	1118	1278	1385	1439	1504	1689	2108

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級その他の接客・給仕の作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1689
B ランク	中級その他の接客・給仕の作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1439
C ランク	初級その他の接客・給仕の作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1118

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1689	10年
1439	3年
1118	0年

## 523鋳物製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	鋳物製造工	通達に定める職業安定業務統計	1069	1222	1324	1377	1438	1615	2016
2	地域調整	栃木県98.9	1058	1209	1310	1362	1423	1598	1994

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級鋳物製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1598
B ランク	中級鋳物製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1362
C ランク	初級鋳物製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1058

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1598	10年
1362	3年
1058	0年

## 528数値制御金属工作機械工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	数値制御金属工作機械工	通達に定める職業安定業務統計	1081	1236	1339	1392	1454	1633	2039
2	地域調整	栃木県98.9	1070	1223	1325	1377	1439	1616	2017

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級数値制御金属工作機械工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1616
B ランク	中級数値制御金属工作機械工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1377
C ランク	初級数値制御金属工作機械工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1070

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1616	10年
1377	3年
1070	0年

## 531金属プレス工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	金属プレス工	通達に定める職業安定業務統計	1065	1217	1320	1372	1432	1609	2009
2	地域調整	栃木県98.9	1054	1204	1306	1357	1417	1592	1987

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級金属プレス工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1592
B ランク	中級金属プレス工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1357
C ランク	初級金属プレス工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1054

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1592	10年
1357	3年
1054	0年

## 536金属製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	金属製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1078	1232	1336	1388	1450	1629	2033
2	地域調整	栃木県98.9	1067	1219	1322	1373	1435	1612	2011

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級金属製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1612
B ランク	中級金属製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1373
C ランク	初級金属製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1067

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1612	10年
1373	3年
1067	0年

## 541化学製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	化学製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1071	1224	1327	1379	1440	1618	2020
2	地域調整	栃木県98.9	1060	1211	1313	1364	1425	1601	1998

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級化学製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1601
B ランク	中級化学製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1364
C ランク	初級化学製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1060

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1601	10年
1364	3年
1060	0年

## 542窯業・土石製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	窯業・土石製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1090	1246	1351	1404	1466	1647	2056
2	地域調整	栃木県98.9	1079	1233	1337	1389	1450	1629	2034

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級窯業・土石製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1629
B ランク	中級窯業・土石製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1389
C ランク	初級窯業・土石製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1079

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1629	10年
1389	3年
1079	0年

## 546豆腐・こんにゃく製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	豆腐・こんにゃく製造工	通達に定める職業安定業務統計	1011	1156	1253	1302	1360	1528	1907
2	地域調整	栃木県98.9	1000	1144	1240	1288	1346	1512	1887

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級豆腐・こんにゃく製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1512
B ランク	中級豆腐・こんにゃく製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1288
C ランク	初級豆腐・こんにゃく製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1000

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1512	10年
1288	3年
1000	0年

## 547かん詰・びん詰製造工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	かん詰・びん詰製造工等	通達に定める職業安定業務統計	951	1087	1178	1225	1279	1437	1794
2	地域調整	栃木県98.9	941	1076	1166	1212	1265	1422	1775

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級かん詰・びん詰製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1422
B ランク	中級かん詰・びん詰製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1212
C ランク	初級かん詰・びん詰製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	941

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1422	10年
1212	3年
941	0年

## 551食肉加工品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	食肉加工品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1085	1240	1344	1397	1459	1639	2046
2	地域調整	栃木県98.9	1074	1227	1330	1382	1443	1621	2024

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級食肉加工品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1621
B ランク	中級食肉加工品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1382
C ランク	初級食肉加工品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1074

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1621	10年
1382	3年
1074	0年

## 555野菜つけ物工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	野菜つけ物工	通達に定める職業安定業務統計	964	1102	1194	1242	1297	1457	1818
2	地域調整	栃木県98.9	954	1090	1181	1229	1283	1441	1799

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級野菜つけ物工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1441
B ランク	中級野菜つけ物工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1229
C ランク	初級野菜つけ物工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	954

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1441	10年
1229	3年
954	0年

## 556飲料・たばこ製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	飲料・たばこ製造工	通達に定める職業安定業務統計	1033	1181	1280	1331	1389	1561	1948
2	地域調整	栃木県98.9	1022	1169	1266	1317	1374	1544	1927

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級飲料・たばこ製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1544
B ランク	中級飲料・たばこ製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1317
C ランク	初級飲料・たばこ製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1022

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1544	10年
1317	3年
1022	0年

## 564 ゴム製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ゴム製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1039	1188	1287	1338	1397	1570	1960
2	地域調整	栃木県98.9	1028	1175	1273	1324	1382	1553	1939

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級ゴム製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1553
B ランク	中級ゴム製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1324
C ランク	初級ゴム製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1028

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1553	10年
1324	3年
1028	0年

## 565 プラスチック製品製造工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	プラスチック製品製造工	通達に定める職業安定業務統計	1048	1198	1298	1350	1410	1584	1977
2	地域調整	栃木県98.9	1037	1185	1284	1336	1395	1567	1956

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級プラスチック製品製造工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1567
B ランク	中級プラスチック製品製造工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1336
C ランク	初級プラスチック製品製造工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1037

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1567	10年
1336	3年
1037	0年

## 569その他の製品製造等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品製造等	通達に定める職業安定業務統計	1054	1205	1306	1358	1418	1593	1988
2	地域調整	栃木県98.9	1043	1192	1292	1344	1403	1576	1967

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級その他の製品製造等作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1576
B ランク	中級その他の製品製造等作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1344
C ランク	初級その他の製品製造等作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1043

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1576	10年
1344	3年
1043	0年

## 583電子機器部品組立工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	電子機器部品組立工	通達に定める職業安定業務統計	985	1126	1220	1269	1325	1488	1858
2	地域調整	栃木県98.9	975	1114	1207	1256	1311	1472	1838

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級電子機器部品組立工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1472
B ランク	中級電子機器部品組立工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1256
C ランク	初級電子機器部品組立工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	975

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1472	10年
1256	3年
975	0年

## 584自動車組立工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	自動車組立工	通達に定める職業安定業務統計	1058	1209	1311	1363	1423	1599	1995
2	地域調整	栃木県98.9	1047	1196	1297	1349	1408	1582	1974

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級自動車組立工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1582
B ランク	中級自動車組立工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1349
C ランク	初級自動車組立工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1047

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1582	10年
1349	3年
1047	0年

## 611金属材料検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	金属材料検査工	通達に定める職業安定業務統計	1044	1193	1294	1345	1404	1577	1969
2	地域調整	栃木県98.9	1033	1180	1280	1331	1389	1560	1948

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級金属材料検査工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1560
B ランク	中級金属材料検査工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1331
C ランク	初級金属材料検査工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1033

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1560	10年
1331	3年
1033	0年

## 621化学製品検査工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	化学製品検査工	通達に定める職業安定業務統計	1085	1240	1344	1397	1459	1639	2046
2	地域調整	栃木県98.9	1074	1227	1330	1382	1443	1621	2024

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含む)
A ランク	上級化学製品検査工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1621
B ランク	中級化学製品検査工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1382
C ランク	初級化学製品検査工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1074

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1621	10年
1382	3年
1074	0年

## 628ゴム製品検査工等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ゴム製品検査工等	通達に定める職業安定業務統計	969	1108	1201	1248	1303	1464	1828
2	地域調整	栃木県98.9	959	1096	1188	1235	1289	1448	1808

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含む)
A ランク	上級ゴム製品検査工等として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1448
B ランク	中級ゴム製品検査工等として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1235
C ランク	初級ゴム製品検査工等として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	959

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1448	10年
1235	3年
959	0年

## 629その他の製品検査の職業

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	その他の製品検査の職業	通達に定める職業安定業務統計	1048	1198	1298	1350	1410	1584	1977
2	地域調整	栃木県98.9	1037	1185	1284	1336	1395	1567	1956

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級その他の製品検査作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1567
B ランク	中級その他の製品検査作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1336
C ランク	初級その他の製品検査作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1037

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1567	10年
1336	3年
1037	0年

## 641塗装工

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	塗装工	通達に定める職業安定業務統計	1144	1308	1417	1473	1539	1729	2158
2	地域調整	栃木県98.9	1132	1294	1402	1457	1523	1710	2135

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級塗装工として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1710
B ランク	中級塗装工として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1457
C ランク	初級塗装工として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1132

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1710	10年
1457	3年
1132	0年

## 662乗用自動車運転手

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	乗用自動車運転手	通達に定める職業安定業務統計	1017	1162	1260	1310	1368	1537	1918
2	地域調整	栃木県98.9	1006	1150	1247	1296	1353	1521	1897

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級乗用自動車運転手として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1521
B ランク	中級乗用自動車運転手として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1296
C ランク	初級乗用自動車運転手として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1006

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1521	10年
1296	3年
1006	0年

## 684フォークリフト運転作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	フォークリフト運転作業員	通達に定める職業安定業務統計	1125	1286	1394	1449	1513	1700	2122
2	地域調整	栃木県98.9	1113	1272	1379	1434	1497	1682	2099

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級フォークリフト運転作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1682
B ランク	中級フォークリフト運転作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1434
C ランク	初級フォークリフト運転作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1113

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1682	10年
1434	3年
1113	0年

## 74採掘の職業

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	採掘の職業	通達に定める職業安定業務統計	1208	1381	1497	1556	1625	1825	2278
2	地域調整	栃木県98.9	1195	1366	1481	1539	1608	1805	2253

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級採掘の職業作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1805
B ランク	中級採掘の職業作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1539
C ランク	初級採掘の職業作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1195

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1805	10年
1539	3年
1195	0年

## 754倉庫作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	倉庫作業員	通達に定める職業安定業務統計	1104	1262	1368	1422	1485	1668	2082
2	地域調整	栃木県98.9	1092	1249	1353	1407	1469	1650	2060

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級倉庫作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1650
B ランク	中級倉庫作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1407
C ランク	初級倉庫作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1092

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1650	10年
1407	3年
1092	0年

## 756荷造作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	荷造作業員	通達に定める職業安定業務統計	1040	1189	1289	1340	1399	1571	1961
2	地域調整	栃木県98.9	1029	1176	1275	1326	1384	1554	1940

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級荷造作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1554
B ランク	中級荷造作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1326
C ランク	初級荷造作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1029

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1554	10年
1326	3年
1029	0年

## 761ビル・建物清掃員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	ビル・建物清掃員	通達に定める職業安定業務統計	1017	1162	1260	1310	1368	1537	1918
2	地域調整	栃木県98.9	1006	1150	1247	1296	1353	1521	1897

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級ビル・建物清掃員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1521
B ランク	中級ビル・建物清掃員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1296
C ランク	初級ビル・建物清掃員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1006

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1521	10年
1296	3年
1006	0年

## 781選別作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	選別作業員	通達に定める職業安定業務統計	1090	1246	1351	1404	1466	1647	2056
2	地域調整	栃木県98.9	1079	1233	1337	1389	1450	1629	2034

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級選別作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1629
B ランク	中級選別作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1389
C ランク	初級選別作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1079

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1629	10年
1389	3年
1079	0年

## 782軽作業員

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	軽作業員	通達に定める職業安定業務統計	1090	1246	1351	1404	1466	1647	2056
2	地域調整	栃木県98.9	1079	1233	1337	1389	1450	1629	2034

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級軽作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1629
B ランク	中級軽作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1389
C ランク	初級軽作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1079

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1629	10年
1389	3年
1079	0年

## 789他に分類されない運搬等

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額(基本給に賞与含む)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	他に分類されない運搬等	通達に定める職業安定業務統計	1074	1228	1331	1383	1445	1623	2026
2	地域調整	栃木県98.9	1063	1215	1317	1368	1430	1606	2004

別表2 対象従業員の基本給(賞与含む)の額

等級	職務の内容	基本給額(賞与含)
A ランク	上級他に分類されない運搬等作業員として部門の段取り組み、後輩教育、イレギュラー対応等ができる	1606
B ランク	中級他に分類されない運搬等作業員として自分の仕事の段取りを組み、具体的指示なしで仕事ができる	1368
C ランク	初級他に分類されない運搬等作業員として指示やマニュアルに沿って、日常的な仕事を行う	1063

≧

対応する一般の労働者の平均的な賃金額	対応する一般の労働者の能力・経験
1606	10年
1368	3年
1063	0年

別表 3  
地域指数(令和 2 年度職業安定業務統計による地域指数 別添 3)

茨城	100.4	千葉	105.7
群馬	98.3	東京	114.3
埼玉	105.8	神奈川	109.4

別表 4 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.60	1.13	2.58	4.29	6.33	8.51	10.42	12.26
	会社都合退職	0.86	1.45	3.23	5.28	7.58	9.82	11.93	13.71

(資料出所)

「令和 2 年度中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値

別表 5 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 /月数	自己都合退職	0.72 (0.6)	1.22 (1.13)	2.71 (2.58)	4.64 (4.29)	6.92 (6.33)	9.56 (8.51)	11.91 (10.42)	14.41 (12.26)
	会社都合退職	1.07 (0.86)	1.79 (1.45)	3.71 (3.23)	6.14 (5.28)	8.49 (7.58)	11.41 (9.82)	13.98 (11.93)	16.55 (13.71)

## IIV

別表 4 (再掲)

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.60	1.13	2.58	4.29	6.33	8.51	10.42	12.26
	会社都合退職	0.86	1.45	3.23	5.28	7.58	9.82	11.93	13.71

(備考)

- 1 退職金については、実態に基づいた平均基本給額に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する。
- 2 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。
- 3 別表 5 の()内の月数は令和 4 年 4 月 1 日以降に入社した者に適用する。令和 2 年度中小企業の賃金・退職金事情(東京都)の退職金手当制度がある企業の割合が 71.3%(平成 30 年度)から 65.9%(令和 2 年度)に変更になったことに準ずるものである。